

平成30年度秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金交付実施要領（旧制度用）

1. 趣 旨

仙台市の主要観光地である秋保・作並定義・泉西部地区において、同地域における観光振興の基盤強化や新たな観光資源の創出を促進し、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を目的に実施される地域活性化事業について、主催団体が行う事業に要する経費に対し、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が、助成金を交付するものである。

2. 用語の定義

旧制度：平成30年度秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金交付実施要領（旧制度用）

新制度：平成30年度秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金交付実施要領（新制度用）

3. 助成金交付対象事業・団体

助成の対象となる事業・団体は、平成30年度中に実施されるものであって、平成29年度秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金採択事業（5年未満のもの）の継続及びその事業対象団体とする。

4. 助成金交付対象経費

- (1) 事業実施に直接要する経費で下表に定めるものとする。
- (2) 当該助成事業を行う際は、主催団体の通常の会計とは別に区別して経理をすること。
- (3) 当該助成事業の対象として明確に区別できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。

交 付 対 象 経 費
(1) 講師・出演者等の謝金
(2) 旅費
(3) 会場設営費・会場使用料
(4) 消耗品費・資料作成印刷費
(5) 広告宣伝費
(6) 通信運搬費
(7) その他、事業の実施にあたり必要と認められる経費

5. 採択方法

旧制度もしくは新制度（助成率1/2）に申請し、採択候補になった事業について予算を割り振り、予算の範囲内で審査会において評価の高い順に採択する。ただし、平成31年度までは旧制度の継続事業を優先的に採択する。

6. 助成金の額

助成金は、2年目は交付対象経費の総額の5分の4以内の額（千円未満切捨て。）3年目は交付対象経費の総額の3分の2以内の額（千円未満切捨て。）4年目は交付対象経費の総額の2分の1以内の額（千円未満切捨て。）5年目は交付対象経費の総額の3分の1以内の額（千円未満切捨て。）とする。ただし、交付対象経費の総額から参加者負担金、協賛金等の助成金以外の収入を控除した額がこれを下回る場合には、当該控除後の額を上限とする。

また、1地区で行う事業については、100万円を上限として予算の範囲内で交付する。2地区にまたがる事業については、250万円を上限として予算の範囲内で交付する。3地区にまたがる事業については、300万円を上限として予算の範囲内で交付する。

7. 募集時期

募集期間は平成30年1月15日から平成30年2月15日までとする。

8. 助成金の交付等

(1) 申請

助成金の交付を受けようとする場合、助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金交付対象

団体」という。)は、助成金交付申請書(様式1)に、次の各号に掲げる書類を添えて協会の理事長(以下「理事長」という。)に提出し、審査会開催時に出席して事業内容等について説明を行うものとする。

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③その他理事長が必要と認める書類

(2) 交付決定

理事長は、助成金交付申請書を受理したときはその内容を審査会において審査し、その結果、交付を適当と認めた場合は、当該申請に係る助成金の交付を決定するとともに、助成金交付決定通知書(様式2)により助成金交付対象団体に通知するものとする。

(3) 交付の条件

助成金交付対象団体は、助成金交付決定の通知書を受理した後、事業期間開始後速やかに事業に着手するものとし、着手後当該事業を変更しようとする場合は、総経費の30%以内の軽微な変更を除き、その都度理事長に申し出て、その承認を受けるものとする。

また、当該事業を中止し、又は廃止したときは、理事長に届け出るものとする。

(4) 事業の完了

助成金交付対象団体は、事業完了後15日以内もしくは当該年度の末日までのいずれか早い日までに助成事業実績報告書(様式3)に、次に掲げる書類を添えて理事長に提出するものとする。

- ①事業実績報告書
- ②収支決算書
- ③その他理事長が必要と認める書類

(5) 助成金額の確定

理事長は、助成事業実績報告書の内容を審査し、事業の実施内容が助成金の交付の決定の内容に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式4)により助成金交付対象団体に通知するものとする。

(6) 助成金の交付

助成金交付対象団体は、助成金確定通知書を受理した後、助成金交付請求書(様式5)により、理事長に請求するものとする。

理事長は、助成金交付対象団体からの請求により助成金を交付するものとする。

(7) 事業実績報告会

事業実績報告会開催時に出席して事業実績内容等について説明を行うものとする。

(8) 助成金交付決定の取消し及び返還

理事長は、助成金交付決定の通知を受けた助成金交付対象団体が次の各号の一に該当するときは、助成金交付の決定を取消し、又はすでに交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

- ①この要領又は助成金交付決定の内容・条件に違反したとき。
- ②事業の実施方法等が不相当であり、又は事業の実施結果が不良であるとき。
- ③助成金を他の用途に使用したとき。

(9) 報告の徴収等

理事長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成金交付対象団体から報告又は資料の提出を求めることができる。

9. その他

- (1) 採択された事業については、条件を付す場合がある(事業内容、事業期間、事業金額等)。
- (2) 同一事業を旧制度、新制度の両方に申請することは不可とし、どちらか一方のみの申請とする。

附 則

この要領は、平成30年1月15日から施行する。